

ES 研第 14 回例会研究報告

カスティーリャ王権の系譜 ―後期中世の権威をめぐる抗争と交渉―

大原志麻（日本学術振興会特別研究員 PD 関西大学非常勤講師）

中世カスティーリャ王権の研究は、従来、権力面の分析がその中心で、権威面からのアプローチについては、これを大きく欠いたまま進められてきた。そこで本報告では、まずカスティーリャ王権の歴史を権威面から概観し、こうした観点からの考察が成り立つか否かを検討した上で、具体的な対象として 15 世紀後半のエンリケ 4 世期（1454–74 年）を取り上げ、その王権の権威について考察した。

「不能王」の異名をもつエンリケ 4 世は、先行研究において、常に芳しからぬ評価しか与えられてこなかった。すなわち王権の伸張を見た父王フアン 2 世期（1406–54 年）と、後に続いて「強権的王権」を打ち立てたカトリック両王期（1474–1504 年）との過渡期¹、あるいは、中世後期を通じて進行していた王権伸張プログラムが一時的に停止した時期という具合に、いわばイレギュラーな王権として、終始ネガティブに位置付けられてきた。しかし、スペイン史上最も悪評に満ち、同時代人から攻撃された王でありながら、エンリケ 4 世は、廃位されることも殺害されることもなく、王の地位に留まったまま、生涯を全うした。研究史の上では「トラスタマラ革命」（14 世紀）、「貴族革命」（15 世紀）²とも表現される時代状況下において、その王位を存続せしめたカスティーリャ王権のシステムとは、一体どのようなものであったのだろうか。これまでのように、同王権を「弱い王権」と切り捨てるだけでは、この問題は解明できない。つまり問題は、専ら権力面ばかりに注目して権威面を等閑視してきた、カスティーリャ王権論にある。

レコンキスタを背景にカスティーリャ王権を「再分配王 *el rey redistributivo*」と規定したデュビィ、あるいは同王権を「非神聖王権」と結論付けたモンサルボ³の見解においては、カスティーリャ王権の「超越性」は、全く問題になってない。確かに、これとは逆に、塗油⁴による聖性など、他の西欧諸国との共通性を強調するニエト・ソリア⁵のような論者もいるが、主流とはいえないのが実情である。一般に後期中世については、『七部法典』⁶、レヒミエント制の導入、アルカラ法令などのトピックに即して、後のカトリック両王期の「強権的」王政へとつながる、カスティーリャ王権の伸張が語られてきた。しかし、こうした制度史的な解釈だけでは、かかる権力機構の整備を実現しえた素地が明らかにならない。前述した二つの「革命」が、「王国」という枠組みの中、王権論を軸として展開した、ある種の「文化」抗争であったことは、後期中世の研究者が一様に認めるところである。にもかかわらず、貴族の権力を過大評価するあまり、王の権威を度外視するというのが、これまでの学界に支配的な傾向であった。前半部では、政治文化史の視点に立って、カスティーリャ王権の権威とそれを希求する背景について考察した。

大まかに区分するなら、カスティーリャ王権発展の歴史は、以下 3 つの時期に分けられる。第一期は、12 世紀以前である。カスティーリャの起源は古代ローマの行政区ヴァルドゥリアに遡るが、この呼称は 9 世紀には消滅した。代わって直接のルーツになったのは、現在のブルゴス県北部峡谷にあった 3、4 の城砦群 (*castellum, castelli, castellan* などと呼ばれる) で、それが周囲に支配領域を拡大することで成立する。なおこの時期は、反イスラムが唯一の連帯動機で、地理・民族・政治・行政など面での一体性は皆無であったという⁷。初代カスティーリャ伯フェルナン・ゴンザレス（10 世紀後半）は、一般に「カスティーリャ独立の父」と目されるが、証書史料のタイトル記述から窺われる限り、名目上の主君レオン王に対して

イデオロギ的独立を図った痕跡は全くなく、王の権威を志向する意識は希薄である⁸。レオンから独立したフェルナンド1世期(1037-65年)には、兄弟関係にある周辺諸王に対し長男の優位を保つ目的から、「スペイン皇帝 *Inperator totius Hispaniae*」という理念が芽生えるものの⁹、これは、いわば国外向けの権威で、国内貴族を相手に、王の超越的権威を整備するという意味での権威伸張の意志は明らかでない。

画期となったのは12・13世紀で、これが第二期である。盛期中世には、王と貴族の関係も良好になり、両者は同じ美德を共有するとみなされた。しかし、程なくして、王権は貴族の力を制限する方向に傾き、それとともに、王と貴族の差異化が図られるようになる。王権は「超越性」を志向しはじめる。この時期には『世界年代記』¹⁰や『ヒスパニアの事績』¹¹など、大部の歴史書が編纂されるが、これは、王権が宮廷司教に依頼して執筆させたものであった。すなわちこれらの年代記は、歴史に依拠して王と貴族との差異化を図った書物として知られる¹²。血統的な超越性が目立って語られるようになるのも、やはりこの時期以降である。事実これ以後の歴代諸王の治世には、例外なく、身分制議会における長女の王位継承権の承認、あるいは女系による王位継承が見られるようになる。傍系に男子がいようと、直系女子が存在する場合、その女子の王位継承権が優先されたのである。こうしてカスティーリャでは、「王に近い血」が、他の西欧諸国における以上に重んじられるようになった¹³。また、おそらくは12世紀ルネサンスとも関連する、「西ゴート・ルネサンス」ともいべき文化現象が見られる。イスラムの征服により、実態的には西ゴートとの連続は断たれていたものの、「ゴート人の慣習では」といった表現が頻用されたことから窺われるように、理念上、カスティーリャ王権は西ゴート王権の権威に依拠していた。「ゴート人の高貴な血と勇敢さ」を誇ることにそれが表れている。付け加えれば、従来の学界では指摘されていないことだが、筆者は、「ゴート人起源説」を適用できるのではないかと考える。最後にまた、王は「キリスト教君主 *príncipe de cristiano*」としての要件を満たさなければならないとする論理も、やはりこの時期に確立した。一般に西欧中世の王の権威は、ローマ的皇帝権・血統原理・キリスト教的確性の三要素に基づくといわれるが、カスティーリャでもそれが一通り出揃ったかたちになる。なおこれと並行して、アルフォンソ10世期には、王位継承の正統性を名目に、暴君放伐論に基づいた貴族反乱が初めて出現した。この種の反乱は後期中世にも連綿と繰り返され、そのなかで、王権をめぐる論議は王国政治の争点と化していく。裏返せば、これは、王権論が普及して、一定の成功を収めた結果であるといえる。事実、これ以後のあらゆる政治史は、王=王国概念を軸として展開するのである。

第三期はトラスタマラ朝時代(1369-1504年)だが、これが篡奪王朝であったために、当初から貴族勢力に譲歩を余儀なくされ、その意味では不安定要因を抱えており、それゆえ、都市役人の掌握や王国裁判制度の整備など、権力面でさまざまな王権伸張策を講じたことは周知のとおりである。ただ、それと同時に、権威面での発展も著しい時代であったことはあまり知られていない。国王儀礼にそれが反映している。記録の限り、これ以前は数も乏しく、内容も曖昧模糊としていた国王儀礼は、トラスタマラ朝成立を境として、即位宣誓、葬礼、聖ヤコブによる騎士叙任式、忠誠宣誓など、その数は急速に膨れ上がり、内容面でも細かく整えられた。もっとも、史料にも「スペインの慣習と様式に従って *segun la costumbre e forma de España*」とあるように、これは既存の儀礼を再編、整備したものであり、12世紀以来の伝統を受け継いで発展させたものである。しかしいずれにせよ、トラスタマラ朝が画期であったことは間違いなく、例えば14世紀以前には例のない国王入市式がフアン2世期に始まったように、ニエト・ソリアのいう、西欧型の権威が追求されたことは事実である。儀礼以外にもシャルルマーニュの子孫という言説¹⁴など、フラ

ンス的な血統理念もあらわれ、さらにコルテス（身分制議会）での「フランス型王権たることを望む」¹⁵という要求からは、こうした新たな権威追求が、いわば下からの動きにも支えられていたことが看取される。小括するなら独自の「非神聖王権」に立脚しつつも、汎ヨーロッパ的要素も取り込んだ、複合的な権威を形成した移行期であったといえよう。いうまでもないことだが、カスティール王権も歴史の産物なのであって、時期によって変化すると同時に、その性格も、「非神聖」や「再分配」などの単一の要素で規定できるものではないのである。

さて、エンリケ 4 世は、上述したような「弱い」王権の権威拡大という流れの中で登場する。ここで提起する問題は以下の 3 点である。第一には、「超越性」の問題に着目した場合、エンリケ 4 世期の特徴は何か。第二に同王権は、とりわけ権威的な面において何をなしたか。またそれは、どのような影響を王の権威に及ぼしたか。第三に同王権は、前後の王権との関係でどのように位置づけられるか、である。

基本的な事実として、エンリケ 4 世の治世は、絶えることない王位継承抗争に覆われていた。この政治的混乱のゆえに、「弱い」王権とされてきたことはいうまでもない。しかし性急な判断を下す前に、抗争の具体的な有り方を踏まえておく必要がある。

抗争の主な担い手たる貴族については、以下三つの類型に分けられる。いずれも王位継承問題を口実として、それぞれ暴君放伐論¹⁶や選挙王制論¹⁷に依拠しつつ持論を展開したが、その第一はトレド大司教のグループである。この党派は王の実権を全て奪い取り、完全な貴族政治ともいうべきものを目指した。第二はパチェコ家のグループである。この新貴族家門を中心とする党派は、王権を制限して恵与を引き出すとする点では、前出のトレド大司教派と共通する。だが実際の王権が過度に弱体化すると、これを擁護する動きに出た。なお両グループとも、個人としての王を私物化するという、それまでの貴族の伝統的姿勢を踏襲する点で共通しているが、第三の、メンドーサ家のグループはこれと異なる。この党派はエンリケ 4 世に対し、唯一、変わることなく味方しつづけた。注目すべきは、この抗争で「正統なる王」の支持を標榜し、王権の至上性・正当性・超越的権威を、一貫して主張し続けたことにある。例えばイニゴ・ロペス・デ・メンドーサの「ミンゴ・レブルゴの歌」¹⁸は、辛辣な風刺で知られる文学作品だが、政治に問題があることを語る際、しかしこうした悪政は貴族が悪いためであるとして、王についてはこれを批判しないという点である。貴族の多くが国王弾劾を繰り返し、王に対して、公然と、「いつでも廃位できる」ことをうそぶくのが多数派であった当時の状況を考え合わせるなら、これは注目に値する。むしろこの党派は、アピラの廃位劇や「アルフォンソ 12 世」の「即位」劇など、反エンリケ 4 世的儀礼に参加しておらず、イサベル派勝利の法源になったギサンド条約についても、その時期、孤立無援の状態に置かれながらも、あくまでこれを批准しなかった¹⁹。

貴族のパチェコ派、メンドーサ派につづいて、王の権威を認める第三の勢力は都市である。エンリケ 4 世期の諸都市は、「高貴な町 (noble villa)」や「名誉ある都市 (muy honrada çibdad)」など、王領地固有の称号²⁰を維持することに心を砕いて、エンリケ 4 世には敵対せず、抗争を通じて同王権を支持した。特に目を引くのはこれら諸都市が、貴族の領主支配を頑なに拒否したことである。そのためなら公然たる反乱も辞さないほどであった。一例がセプルベダである。それまで王領地であった同都市は、エンリケ 4 世から貴族パチェコ家への恵与対象になった。ところが、他ならぬ王の命令にもかかわらず、セプルベダは恵与されることを拒む²¹。従来、この事件は、都市による王令否定の例として、王権の弱さを表すとされてきた。しかし問題は、拒絶の具体的内容²²である。セプルベダが拒んだのは王の権威から引き離され、

貴族領になることであった。つまり、王の権威は、いまや王個人の意思でも動かせないものとして確立した、ともいえるのである。

以上をまとめれば、権威面におけるエンリケ 4 世期の意義は、「貴族対王権」という構図に貫かれてきた後期中世の政治史のなかで、(寵臣以外にも)「王の尊厳 *dignidad real*」を公認する貴族が出現したことである。この点では、第二の貴族党派たるパチェコ家も、王権が強力なうちは王個人に敵対するが、王権そのものには超越的存在としての権威を認めようとする点で、やはりこの潮流に属する。

さて、後期中世のカスティーリャ王権が、絶えず貴族反乱に悩まされたことについては前述したが、そうした状況下において、エンリケ 4 世の対応には、ひとつの明らかな独自性がある。すなわち同王は、一人として貴族を殺傷しなかった。20 年に及ぶ治世の間、反乱に見舞われながら、軍事力に訴えて抗争解決を図ろうとしなかったのである。14 世紀のペドロ 1 世と、その王権を篡奪したエンリケ 2 世が、ともに敵対陣営の貴族を粛清したこと、またエンリケ 4 世の父王フアン 2 世が、貴族を相手に正面きっての軍事衝突を繰り返し、その過程でやはり多くの貴族が命を落としたことは対照的である。15 世紀のトラスタマラ王権は「絶対的王権 *poderío real absoluto*」、つまり貴族権力に拘束されることのない王権を標榜して、これに異を唱える貴族には軍事的制裁で応じた。いわゆる 15 世紀の政治的危機はこうして生じるのだが、前述のフアン 2 世も、寵臣アルバロ・デ・ルナと連携してこの「絶対王政」を推し進めた。しかしその結果は、三次にわたるオルメドの戦い(貴族との全面衝突)と、寵臣ルナの処刑という挫折であった。

他方、エンリケ 4 世は、「請願」や廢位劇のかたちで行われる貴族の権威攻撃に対して、武力ではなく、反論や対抗儀礼など、同じイデオロギー闘争の次元で自らの権威を補強し、これに応じた。この意味では、エンリケ 4 世は「対話する王」であった。その治世を通じて抗争が文化的次元に終始したのは、同王が一貫して、こうした一種の平和協調路線をとったことと無関係ではあるまい。かかる姿勢は儀礼にも看取される。父王フアン 2 世期と比較した場合、同様に無数の儀礼が舉行されているとはいえ、多数の武張った儀礼が消え、それに代わって忠誠宣誓や入市式など、平和協調的な儀礼(*ceremonia de cooperación*)が顕著になるという変化が見られる。儀礼とは、王権が単独で舉行できるものではない。それが可能なのは、貴族がこれを許容しているからであって、この点からしても、王と貴族の「協調」可能性は十分に考えられる。政治的危機の時代ともいわれる 15 世紀、王位継承抗争というかたちで、王国という枠組みを前提として、王権論をめぐる「対話」が展開したことは、長期的に見て、王の権威伸張とそれを軸とした王国統合の下地を作るものとして、エンリケ 4 世の治世は少なからぬ寄与を果たしたといえよう。なおこの点では、同王治世に、結果として寵臣が立たず、それゆえ貴族層が三党派に分裂したまま拮抗し、その間に一種の「平等化」現象が生じたという事実も、期せずして平和協調路線を促進し、権威面での安定に繋がったと考えられる。

結論すれば、エンリケ 4 世期は、王権の庇護(*Hechura regia*)下での「コミュニケーションによる政治的調整(*regulación política de la comunicación*)」の時期であったといえる。これをただ権力的な面から「弱い」王権と断定するのは性急である。国王の超越的な権威と、それを軸とした王国統合という点からすれば、エンリケ 4 世期は、トラスタマラ朝、さらに遡って 12・13 世紀以来の権威伸張プログラムを大きく推し進め、これを確立したといえるのではないだろうか。なお当日の指摘にもあったとおり、今回の報告では、「法学者」による国王統治の合理化と、権威伸張との関連までふれることはできなかった。貴族政治から官僚制への移行期にあたるこの時期、行政機構の合理化とエンリケ 4 世期の「見えない戦争」と

の関連は小さくない。今後は、後期中世カスティーリャにおける大学の社会的位置、および学識者（法学者、神学者）の政治的役割を課題として、考察を深めていきたい。

¹ Perez Bustamante, R., Calderón Ortega, J.M., *Enrique IV de Castilla. 1454-1474*, Burgos, 1998, p. 5.

² カスティーリャ版マグナ・カルタを貴族が王に突きつける事件をめぐる一連の貴族反乱のことを指す。Azcona, T., *Isabel la Católica bajo el signo de la revolución y de la guerra (1464-1479)*, *Isabel la Católica y la política*, Valladolid, 2001, pp. 51-82.

³ Monsalvo Antón, J.M., *La baja Edad Media en los siglos XIV-XV. Política y cultura*, Madrid, 2000.

⁴ 672年に史上初めてワンバ王が塗油儀礼を行った例が印象的であるが、実施例は西ゴート王国で5/、アストゥリアス王国で3/11、レオン王国で1/13、カスティーリャ王国で2/19、でしかない。しかもワンバ王以外の塗油儀礼実施は確認されていないことから、この点は強調するほどのものではない。

⁵ Nieto Soria, J.M., *La Monarquía como conflicto en la Corona castellano-leonesa (c. 1230-1504)* (coord. Nieto Soria, J.M.), Madrid, 2006. Nieto Soria, J.M., *Ceremonia de la realeza. Propaganda y legitimación en la Castilla Trastámara*, Madrid, 1993.

⁶ Alfonso X el Sabio, *Primera Partida* (ed. Arias Bonet, J.A.), Valladolid, 1975.

⁷ Martínez Díez, G., *El condado de Castilla (711-1038). La historia frente a la leyenda*, I, II, Valladolid, 2005. Perez de Urgel, J., *El condado de Castilla*, Guadalajara, 1970.

⁸ *Cartulario del Infantado de Covarrubias* (ed. Luciano Serrano, P.), Burgos, 1907.

Documentos del Monasterio de Santa María de Trianos (Siglos XII-XIII) (ed. Castán Lanaspá), Universidad de Salamanca, 1992.

⁹ Linage Conde, A., *Alfonso VI, el rey hispano y europeo de las tres religiones (1065-1109)*, Gijón, 2006. Mínguez, J.M., *Alfonso VI. Poder, expansión y reorganización interior*, Nerea, 2000. Pallares, M.C., *La reina Urraca*, Nerea, 2006.

¹⁰ Lucas de Tuy (ed. Falque Rey, E.), *Chronicon Mundi*, Brepols, 2003.

¹¹ Jiménez de Rada, R., *Historia de los hechos de España* (trad. Fernández Valverde, J.), Alianza Editorial, 1989.

¹² *La imagen del obispo hispano en la Edad Media* (eds. Aurell, M., García de la Borbolla, A.), Pamplona, 2004.

¹³ Shima Ohara, La formación de la memoria y la función del derecho consuetudinario en el caso de derecho sucesorio al trono de las mujeres en Castilla medieval, *Edad Media* (Universidad de Valladolid), 7, pp. 101-119.

¹⁴ Zurira, J., *Annales de Corona de Aragón* (ed. Canellas López, vol. XV, Zaragoza, 1977, cap. VI.

¹⁵ Foronda, F., La privanza, entre monarquía y nobleza, *La Monarquía como conflicto en la Corona castellano-leonesa (c. 1230-1504)* (coord. Nieto Soria, J.M.), Madrid, 2006, pp. 73-132.

¹⁶ Zurita, J., *Anales de la Corona de Aragón* (ed. Canellas López, A.), vol. IV, Cap. VI, Zaragoza, 1977.

¹⁷ Fernando de Roa, *In politicorum libros Aristotelis commentarii*, (ed. Juan de Porras), Salamanca, 1968, P. 105.

¹⁸ López de Mendoza, I., La Copla de Mingo Revulgo, *Cancionero castellano del siglo XV*, tomo I, Madrid, 1986.

¹⁹ *Memorias de don Enrique IV de Castilla*, tomo II, 1835-1913, pp. 573-578. (テンディージャ伯イニゴ・ロペス・デ・メンドーサから教皇パウルス2世に宛てた、1468年10月24日の書簡)：(イサベル)は王位継承者にも、長子相続権にも対応し、入りうるものではなく、それを承認、宣誓、その他の儀礼なしに認められるものではなく、私はそれに対し、このような告訴に傾く権利の侵害にはいかなる価値もないとして抗議する。大いなる権力を持つ王とイサベル、他の騎士、聖職者は、憎しみと敵意によって、王やイサベルの不在に、このような王位継承者フアナと王妃の扱いをしたのである。…フアナは既に王と王国により王位継承者として承認されており、ギサンド条約は法と王国の慣習し、それらの大部分に反するものである。王による長子相続権を傍系が奪うことなど不可能である。

²⁰ Bonachía, J.A. (coord.), *La ciudad medieval*, Valladolid, 1996.

²¹ AHN, Frias, 7/13.

²² 拙稿「15世紀末カスティーリャ国王エンリケ4世の国王文書に見る王権と地域社会」『奈良女子大学人間文化研究科年報』19号、399—406頁、2004年。